

ハウスクリーニングのトラブルにご注意！

契約内容や料金について十分検討を！



十分な検討をしないままに契約してしまうと、高額請求されるなどのトラブルに！

こんな事例がありました

電話で換気扇クリーニング（5千円）の勧誘があり、依頼。翌日、換気扇掃除の際、「換気扇フードを風呂場で洗いたい」と言われ、業者を風呂場に案内したら「カビ臭い」と言われた。

風呂場と洗面所、トイレクリーニングも勧められ、**相場不明のまま契約。**

2日間の作業だったが、掃除内容もよくわからず、**約60万円**と高額。換気扇以外の契約を解約したい。



全部で60万円になりますー



知っ得！
×モ

トラブルに遭わないためのポイント

- ・事業者によってサービス内容や料金は異なるため、必ず**複数社から見積もりを取り**、事業者の選定は慎重に行いましょう。
- ・料金や説明に納得できない場合は、**きっぱりと契約を断りましょう。**
- ・作業当日に追加の契約を勧誘されても**その場で決めないように**しましょう。作業時はなるべく家族などに同席してもらいましょう。
- ・一定の要件に該当する場合には、**クーリング・オフ等が適用できる場合**があります。



困ったときは早めに生活情報センター等にご相談ください。